

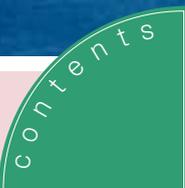
2016. 4  
通巻 第134号

# えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d   S o c i a l   I n s u r a n c e   L a b o r   C o n s u l t a n t



来島海峡大橋



- 平成 27 年度労働安全衛生研修 2
- 平成 27 年度倫理研修 3
- 平成 27 年度新人研修 4
- 平成 27 年度管理研修会 5
- 平成 27 年度必須研修会 6

- 理事会だより 7
- みかけによ欄 10
- 新入会員紹介 16
- 社会保険労務士倫理綱領 19



愛媛県社会保険労務士会

## 「社会保険労務士の職業倫理」について

愛媛県社会保険労務士会  
会長 横本 恭弘

社会保険労務士(以下、「社労士」という。)は、労働及び社会保険に関する実務に携わる専門家として、法によりその資格を付与され、公信力を背景に、独占的に業務を行う特別の地位を認められている者です。

社労士は法に定める事項を遵守し、労働社会保険諸法令の円滑な実施及び事業の健全な発達と福祉の向上に邁進し、国民生活を支える社会的責務を担う専門家として能力と職業倫理を保持することが求められています。

社労士法第1条の2に「社労士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。」とあります。本条は、社労士の行う業務の性格にかんがみ、その遵守すべき職業人としての責務について規定されたもので、社労士の職務遂行の在り方を規律し、社労士制度の運営に関し、いわば「公の秩序(国家あるいは社会における秩序をいう)」としての作用を果たす重要な規定です。

「常に品位を保持する」とは、一般的に考える「人に備わるすぐれた身の処し方」と理解すべきではありません。社労士は、法律によって、その資格を付与され、公の信用力がある背景は、社労士の持つ専門的職能に対する社会の信頼に基づくものだからです。これに応える社会的責任が、ここにいる「品位」の実質的な意味になります。

「品位の保持」の他にも「業務に精通すること」、「公正な立場に立つこと」、「誠実にその業務を行うこと」の重要な定めがあり、社労士として業務を受託した以上、受任者としての注意義務を高くしなければなりません。また、社労士法第15条の「不正行為の指示等の禁止」、法第16条の「信用失墜行為の禁止」、「都道府県会及び全国社会保険労務士会連合会が行う研修を受け、常に自己研鑽を積み、資質の向上を図るように努めなければならない。」等のことを念頭におかなければなりません。

「不易流行」という言葉があります。「不易」とはいつまでも変わらないことであり、「流行」はその時々に合わせて変化することの意味です。まさに社労士法第1条の2の規定は、法制定後何年経っても絶対に変わることのない「不易」に該当し社労士の理念ともいえます。また、社労士として「人間としてまず何が正しいのか」ということを判断基準にし、「損得」という利害得失ではなく、「善悪」という基準で判断すべきです。しかし、善か悪かを判断するにはまず立派な人間性を持っていなければなりません。そこで「人間としていかにあるべきか」というところまで遡って考える必要がでてきます。こうすれば、社労士にとってのみ都合がよく、儲かるというようなことがあったとしても、社労士としていかなものかと思ったときには、それは決して選ばない。そのくらいの勇気が真の社労士には必要になります。

自分中心(「利己の心」)で判断すると視野も狭くなり、間違った判断をしてしまいます。一方、「利他の心」で判断すると「人によかれ」という心ですから、周りの人みんなが協力してくれます。また、視野も広がるので、正しい判断ができます。ですからよりよい仕事をしていくためには、自分だけのことを考えて判断するのではなく、周りの人のことを考え、思いやりに満ちた「利他の心」に立って判断すべきです。

社労士は、社労士法第1条にあるように、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する士業であり続けなければなりません。国民生活に深く根ざした国家資格者として、強い正義感と高い倫理観で、これからも社会的使命を果たしていくことが必要です。

## 平成27年度労働安全衛生研修会に参加して

南予支部 中野 季利子

平成27年1月23日、ウェルピア伊予において、平成27年度労働安全衛生研修会が行われました。最初の30分は、公益財団法人日本中小企業福祉事業財団四国支局長の橋本氏から労災補償保険等のリスク対策及び代理店制度の説明が行われました。その後岡山大学大学院講師で産業医グループの代表でもある高尾先生から「労務管理からの視点からみたメンタルヘルス対応の実務～ストレスチェック制度に社会保険労務士はどう対応すべきか～」と題した講演をしていただきました。

メンタルヘルス対策がうまく機能していない理由は、“医療的”健康管理を職場で行おうとしていたためである。職場は働く場所であり、上司は医師ではないことを念頭に、出発点に立ち返りメンタルヘルスへの対応をルール化することが重要である。ルールに基づき“業務的”健康管理を行うことで、職場復帰後の業務遂行レベルアップしたこと等を話していただきました。産業医としての経験と考察を具体的にかつ惜しげもなく披露していただき、新たな視点を持つことができました。

また、ストレスチェック制度法制化の経緯、産業医を実施者にするか否か、外部委託するか否か、ストレスチェック後の結果をどうとらえるのか、配慮の内容はどう決めておくのか等の説明もあり、やはり事前にルール化することの重要性を話していただきました。

メンタルヘルス対応時に使える書式例も示していただき大変参考になりました。

社会保険労務士としてストレスチェック制度にどう対応するかを考えるための、多くのヒントをいただき意義深い研修であったと感じています。今後もこのような機会には積極的に参加し学び続けていきたいと思っております。



## 倫理研修に参加して

中予支部 客 坂 美 香



平成28年2月4日（木）、平成27年度倫理研修が開催されました。私は二度目の参加となります。今回は、前半は倫理研修テキストに沿ってDVD視聴により「社会保険労務士の倫理について」を学び、後半はグループに分かれて、割り当てられた事例（設例問題）について討論し合い、その後DVDによる解

説を視聴し、終了しました。

私のグループは「社労士事務所内に設けたコンサルタント会社と顧問先との顧問契約や社労士業務」について考察しました。どのような顧問契約が適正か、業務の制限、非社労士との業務の提携の禁止等、それぞれの意見を交換し合いました。グループの先生方のお話をお伺いして、自分では思いつかなかった事や物の考え方に気付き、いろいろ勉強することができました。

私は、社労士業務に携わる事となった頃より、「社会保険労務士は品位を保持し、倫理を重んじる」というところに士業としての誇りを感じておりました。常に品位を保持し、専門的な知識や能力の向上を図り、公正な立場で誠実に業務を行うからこそ、顧客に信頼され、企業の機密的な仕事も任せて貰えるのだと思います。

今回の倫理研修を受けて、職業倫理に反する行為が社労士の行為であっても、社労士全体の信用失墜になりかねない事、人事労務管理のプロとして自覚を持って行動しなければならない事を再認識しました。また、改めて、専門性を高める努力をし、職業倫理に基づき誠意を持って、依頼者に対して確かな情報及びサービスを提供していきたいと思いました。

## 新人研修会に参加して

中予支部 中 村 淳 子



平成28年2月16日、東京第一ホテル松山にて平成27年度新人研修会が開催されました。小規模の研修ということもあり緊張して臨みましたが、各講義やグループ討議、研修後に開かれた懇親会と、たくさんの経験豊富な先生方のお話をお伺いすることができ、とても充実した1日となりました。

開業にあたってのお話は実践的な内容で、社労士業務の基礎的な知識や、帳簿や賃金台帳等の作成ポイントを教えて頂きました。年金相談でのエピソードを通じて社労士が「人」に深く関わる仕事であること、労働局での業務経験から業界特有の難しい課題があることや、社労士としてより深く関わるために民法や行政法などの知識が必要となってくることなど、行政協力のお話からは、扱う業務範囲の広さ、周辺知識を深めることの重要性を改めて感じました。

体験談では講師の先生がご自身の開業時の思いやご経験をお話しされた後、新人同士で悩みや質問に答えるという形式で、参加者が発言する機会を作ってくださいました。同じ新人社労士とは言え、年齢もバックグラウンドも異なる方々が、似たような悩みを抱えているのを聞いて少しホッとしただけでなく、既に顧問先を複数抱えている方がどういう営業をされたのかなど、自分がこれからすべきことは何かを考えるヒントを得ることができました。

多くの学びがあった研修会ですが、中でも横本会長が冒頭にされた、「ひとつひとつの業務に対して誠実に取り組むことを怠らなければ、不正や社労士としての品格を問われるような問題は起きない」という倫理についてのお話が印象に残っています。今後業務をしていく中で、常に心に留めておかなければならないことだと思いました。

今回の研修を終えて、ここで学び、感じたことを実務でしっかり活かせるよう、日々研鑽を積んで行こうと決意を新たにいたしました。最後になりましたがこの場をお借りして、講師の先生方、研修会を企画運営して下さった研修委員の皆様と事務局の皆様に御礼申し上げます。

## 介護事業労務管理研修

中予支部 日野啓介

2月25日（木）東京第一ホテルにて終日「介護事業労務管理研修」が行われましたが、受講した感想など述べてみたいと思います。

午前中は「事前学習（eラーニング）」の補足ということで、研修委員の本田先生の講義がありました。詳しく説明された箇所を列举してみます。

「介護報酬と改定の内容」「処遇改善加算の仕組み」は、本レジュメ以外にも別紙の「介護報酬の算定構造」を使って説明してもらったのですが、どうも複雑で理解しにくかったです。ただ、これに精通すると社労士としての付加価値は上がるかなと感じました。

「介護労働者の現状」として、「介護職員の離職率」「離職の理由」「介護職員の賃金」などは、今多くのメディア等で取り上げられている低賃金、重労働ゆえ離職率の高い介護労働者の現状をあらためて知ることとなりました。本田先生の「これからは職員をモンスターっぽい利用者や家族から守るのも大切な仕事だ」と言われた点は、これは私にはなかった視点で新鮮でした。

「社労士の業務拡大！介護事業特化戦略の有効性」では、介護事業の許可可申請は行政書士やコンサルタントがやっているケースが多いようだが、本来は社労士の独占業務であること。当然、開業や雇用、教育に関する助成金も同様であること、介護事業には「指導」や「監査」が多く、これは相当に面倒なので嫌がる事業者も多いので、これらに積極的に関与することで、事業主にあてにされ期待される社労士になれるのではということ、その通りだと思いました。ただ、この後出てきた「キャリアパス」については考え方は理解できるのですが、導入方法が大企業型の手法のような気がして、中小零細企業の多い介護事業所に採用するには、改良改善の余地ありかなと思いました。

午後からは、当日参加者がテーブルごとに与えられた2つの事例に沿って討論し発表する「グループワーク」が行われ、各グループとも活発な議論がなされておりました。

今回は直前まで参加しようかかなり迷ったのですが、やはり我々は一生研鑽し続けなければならないと考え出席しました。

結果、新たな知識と刺激を得ることができ、有意義な一日となりました。この日のためにお忙しい中、準備に奔走された本田先生はじめとする研修委員の皆様には深く感謝します。



## 平成27年度第2回必須研修に参加して

中予支部 田 中 美 幸

平成28年3月16日(水)、東京第一ホテルにおいて、平成27年度第2回必須研修が開催されました。

- ・労働者派遣法改正法の概要
- ・被用者年金一元化法施行後の老齢年金の留意点及び周知事項
- ・傷病手当金計算方法の変更点、出産手当金の改正点及び周知事項

について詳細なご説明をいただく機会を得、法改正についていけない現状と勉強不足を再認識させられる研修でした。

また、「多様な働き方」に対する労務管理について、村本弁護士による判例や事例を基にした研修も大変分かりやすいものでした。

今回の研修でご教示戴きましたことを、日々の業務に取り入れ、よりよい労務管理、よりよい顧客との関係を構築できるよう、一層精進しようと、考えさせられた次第です。



また、愛媛労働局労働基準部監督課長中井裕司様による、社労士の倫理についての研修では、実際にあった社労士の不正行為の事例やそれに対する懲戒処分、社労士法違反に対する刑事罰等をご説明いただきました。

目先の利益に惑わされず、法令違反に加担することは絶対に避ける。そのために、できないことはできないと断る勇気と撤退する強い気持ちが大切だとおっしゃっていました。「これくらいなら大丈夫」という軽い気持ちで業務に携わることの危険性、業務遂行のための適切な確認方法や処理方法の大切さ等、社労士としてすべきではない事及び当然すべき事等わかりやすく丁寧にお話いただき、改めて襟を正したところです。

最後になりましたが、今回の研修会を開催して下さった社労士会の方々、開催に向けてご尽力戴きました方々に厚くお礼を申し上げて、研修会に参加した報告とさせていただきます。

**理事会だより****〔理事会〕**

※平成28年2月9日(火)県会事務局会議室において、第228回理事会を開催した。

- 1 平成28年度事業計画案並びに予算案について
- 2 松山市入札監視委員会の委員の推薦について
- 3 社労士労働紛争解決センター愛媛申立費用及び謝金規程の変更について
- 4 中国・四国地域協議会ソフトボール大会の開催について
- 5 各委員会・支部報告

**〔常任理事会〕**

※平成28年2月9日(火)県会事務局会議室において、第79回常任理事会を開催した。

- 1 平成28年度事業計画案並びに予算案について
- 2 松山市入札監視委員会の委員の推薦について
- 3 社労士労働紛争解決センター愛媛申立費用及び謝金規程の変更について
- 4 中国・四国地域協議会ソフトボール大会の開催について
- 5 各委員会・支部報告

**委員会だより****〔総務委員会〕**

※平成28年2月9日(火)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(4月号)の編集について

※県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

※平成28年1月26日(火)

※平成28年2月23日(火)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

**〔研修委員会〕**

※平成27年12月15日(火)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 第2回必須研修会の内容及び役割分担について
- 2 介護事業労務管理研修「地域研修」について
- 3 平成28年度事業計画について
- 4 次回研修委員会の開催について

※平成28年3月24日(木)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成28年度事業計画について
- 2 研修事業の振り返り

**〔業務監察・広報委員会〕**

※平成28年1月12日(火)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 第2回議事録の確認
- 2 平成27年度社労士月間(10月)の活動振り返り
- 3 平成28年度事業計画について
- 4 業務監察案件について

**支部だより****〔東予支部〕**

※平成28年3月11日(金)東予支部役員会を開催した。

場 所 西条国際ホテル

内 容

- 1 平成28年度の計画について

**〔中予支部〕**

※平成28年2月18日(木)中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 中予支部厚生事業(忘年会)について(振り返り)
- 2 平成28年度支部事業計画・予算(案)について
- 3 平成28年度第1回研修会について  
～支部総会と同日開催、テーマ、会場等

※平成28年3月17日(木)中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 県会と各支部の研修について
- 2 平成28年度第1回支部会及び支部研修会について

**〔南予支部〕**

※平成28年1月26日(火)、南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八(八幡浜)

内 容

- 1 平成28年度事業計画について

※平成28年3月23日(木)、南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八(八幡浜)

内 容

- 1 平成27年度事業決算について
- 2 南予支部総会について
- 3 労働関係研修会について

## 出前授業報告

南予支部 末 光 勝 幸



今年も2月4日に鬼北町の北宇和高校、2月16日に大洲高校と出前授業の講師を務めさせていただきました。北宇和高校は104名、大洲高校は40名の生徒さんにプロジェクターと、全国社会保険労務士会連合会の作成した「知っておきたい 働くときの基礎知識」の

テキストを用いて話をしました。

高校生といっても、2年生と3年生とでは意識が違うし、進学組と就職組とでも関心が違います。そこで、50分間の授業にできるだけ関心を持ってもらい後々参考になるような内容にしていくべく毎年努力を重ねています。やはり回を重ねるごとに、ここを説明すれば理解し易い、ああすれば興味を持ってもらうなど見直しもします。

授業の後半には、1000兆円を超える借金を抱える日本の現状も説明し、年金の負担においても2050年ごろには1人が1人を支える肩車型といわれる状況が予想されることなど、生徒たちの将来がバラ色一色でないことも指摘し、勉学に、そして社会に出てからスキルアップの努力をしていくよう伝えていきます。

今年は両校とも授業の中で質問は出なかったのですが、昨年宇和特別支援学校では、活発な質問がありました。一方的な授業でなく、キャッチボールのように、対話するような授業の方が印象に残ると思いますので、また機会がありましたら面白い「出前授業」にチャレンジしていきたいと思っています。

## 出前授業報告

東予支部 五領田 寛 子

平成28年2月4日、愛媛県立丹原高校において出前授業講師を担当させていただきました。22名の就職希望の高校生が受講の対象となりました。

就職を間近に控えた高校生にとって今回の授業内容である「働くときの基礎知識」は知っておくことには大変意義があることだと思います。ただ高校生にとっては、初めて聞く内容ばかりで、難しく感じることもあったと思います。授業に出席した高校生には、もし何かがあったときは一人で抱え込まず相談できる窓口があるということだけでも覚えておいてもらいたいという気持ちで話をさせていただきました。

今回の授業では、はるか遠い昔の自分も思い出しつつ、年齢の離れた高校生にこのような話をする機会を持てたことで、大変新鮮な気持ちになることができました。貴重な機会をありがとうございました。

## お城下りレーマラソン参加者募集

業務監察・広報委員会

平成28年度10月社会保険労務士制度推進月間の広報事業のひとつとして、マツヤマお城下りレーマラソン職場対抗部門に参加することになりました。早い人遅い人、老若男女を問わず、走れる人なら誰でも参加できます。みんなのタスキでつなぐ絆で元気な社労士をアピールしましょう。また、走れない人も応援要員・サポーターとして社労士会を盛り上げて下さい。

と き 平成28年10月16日(日) 午前11時スタート

と ころ 松山市堀之内城山公園内周回コース (1.5km)

競技方法 42.195kmを1人1周(1.5km)以上走るタスキリレー(1人何周でも可)

募集期限 5月13日(金)までに社労士会事務局まで連絡下さい(選手登録要)

# み け よ か に 欄

## 龍馬点描

南予支部 鎌 田 勉

遙か彼方、地球の果てまで望洋と大海原に世界を見据えるように精悍なたたずまいをみせる。

その坂本龍馬、高知は桂浜の段丘の松林の一隅に仁王立ちの巨体で太平洋に向かって立つ、天保6年11月15日は高知城下に生まれ慶応3年11月15日の京都で襲撃死するまでの33年間、その龍馬の生涯18歳で江戸での剣術修業に出てからの14年



間、そして、その中でも最も激しく江戸以西を縦横無尽に奔走し活躍し駆け抜け輝いた文久2年3月24日高知を脱藩してからの5年間は特に世の人々に感動を与えたことが今脳裏に収められている。

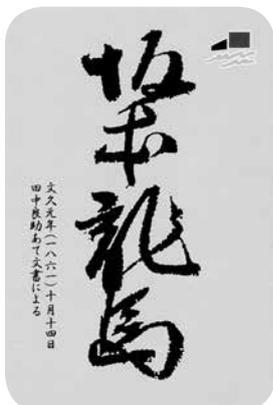
かくゆう私は、特別な龍馬ファンでもなんでもなく、龍馬に対する通り一遍の知識しかない、ただ、土佐は古くから日本の片隅に孤立したような土地柄、しかし、太陽が輝き酒をこよなく愛する明るい県民性が私は大好きで今まで高知へ、高知へと出かけること何十回足を運んできたことか。

徐々に坂本龍馬に対する興味がわいてきて今では龍馬が駆け抜けた緑の地を幕末に思いをはせ旅してきた。

少年期を過ごした高知、そして遊学した江戸、その江戸でのロマンスが北辰一刀流千葉道場の娘「千葉佐那子」との婚約も考えた恋でした。

そこで龍馬が愛した女性について少しスポットあててみよう。

まず、初恋は土佐藩士の娘で眉目秀麗の「平井加尾」その後江戸遊学により疎遠に、そして最も強烈な印象に残り後に妻となる京都の医師榑崎の娘「榑崎龍」は気の強いところはあるが龍馬が一目ぼれ、伏見奉行に襲撃された寺田屋事件の際入浴中のお龍は一糸まとわぬ姿で急を告げた、その時負った治療を兼ねた鹿児島塩浸温泉行きが日本で最初の新婚旅行といわれている。



こうして龍馬が残した足跡を私は高知、山口、長崎、鹿児島、広島、京都、東京など二十数ヶ所を旅してみて坂本龍馬の行動力と勇気に魅せられ続けて今では龍馬と聞けばこれからもブラリ放浪することでしょう。

み  
か  
け  
に  
よ  
欄

## いつの日か 一眼レフ

東予支部 神野卓也

現在、趣味といったものは、あまりなく、強いて言えばカメラを撮る事ぐらいです。

学生時代山行きのクラブ（ワンダーフォーゲル部）に在籍し、会社に入ってから初っ端に東北地方に赴任し、会社の旅行等で色々な場所に行ったおかげで、いつの間にか、ほぼ行っていない都道府県はないぐらいになっていました。

若い頃は、写真が嫌いで、綺麗な風景を見ても写真を撮るより、もう一度見に行けば良いじゃないかという考えと、撮影ミスをしていても現像に出してみないと分からないと言った経済的な理由の為でした。だから、持っている写真がありません、ほとんど他人に撮ってもらったものばかりでした。

ところが、段々年を重ねていく内に、今まで行った所（特に、会社に入ってから赴任し、少なくとも半年は住んでいた場所）を忘れてしまっている事に気が付いてグーグルアース等で探してみても何処も変わっていて見付ける事ができなかった。又、見付けても変わっていて懐かしさの欠片もなかった事が、自分としてはショックでした。

他にも、青森に居た時に、好きだった酸ヶ湯～八甲田山～十和田湖～奥入瀬溪流の写真があったら良かったのにと、社内旅行で行った沖縄、韓国等の写真が一枚もないとか、確かに行ったはずだが、何も思い出せないとか、そんなこんなで、いろいろとショックを受けました。

もう一度跡を辿りたいとまでは思わないけど、これから行くところは写真に撮っておきたいと思いコンデジを買ったのが始まりでした。

こんな理由からなので、趣味と言えないかもしれませんが、それでもできるだけ良い写真が撮れるようになりたいと、時々近場の風景をいろいろ撮って勉強をしています。しかし、時々なのでまだまだ今持っているコンデジも使いこなせていません。まずこれを使いこなせるようになり、何時か一眼レフにステップアップすることが目標です。

最後に、新居浜市にはいろいろと紅葉の名所と呼ばれる所が、別子ラインの清滝等 何ヶ所かあります。その中で滝宮公園の紅葉が自分は一番好きです。

僕が下手なのに加え、電線や電信柱に遮られてなかなか良い写真が撮れていないのですが添付いたします。



# フレッシュ会員広場

## 紆余曲折

南予支部 藤田 浩光

私はこれまでの人生、小学校、中学校、高校、大学と自発的に勉強したことはありませんでした。テスト前でさえ勉強をしていませんでした。そんな私が自発的に勉強を始めたのは27歳頃からです。

当時はカメラ店でアルバイトをしていましたが、アルバイトを始めた当初から、このままアルバイトをしてはいけない、何か別のことをやらなければならないという思いは持っていました。

最初に日商簿記3級を勉強したのですが、かなり苦戦しました。本屋で生まれて初めて参考書と問題集を買って勉強を始めましたが、このときは簿記3級に合格するまでに3回、約1年もかかるとは夢にも思っていませんでした(笑)。簿記のセンスがないことをこの時に気づいていれば、この後税理士試験の勉強はしなかったかもしれません。しかし、税理士試験の勉強を通じて勉強の仕方を学ぶことができたので良かったと思っています。

その後、何とか簿記3級に合格し、ハローワークで見つけた会社に事務職の正社員として就職することが出来ました。

就職してからも、この会社に長く居続けることはできない、自分の道を見つけなければと考えながら勉強を続けて、センスがないにもかかわらず簿記2級に挑戦し、今度は2回の受験で合格することが出来ました。

次は簿記1級といきたいところですが、簿記1級は2級とは比べ物にならないくらい難しく、その苦勞をして合格したとしても得るものがないと考え、一応大卒だったこともあり税理士試験の受験資格がありましたので、税理士の勉強をしてみることにしました。

そして、税理士の勉強を始めてから約4年後に簿記のセンスが全くないことによりやく気づき、この勉強をやめました。この時までに簿記論2回、消費税法2回受験していました。

税理士の勉強を挫折して落ち込んでいましたが、消費税法の勉強は楽しめたので、会計ではなく法律系の方が向いているのではないかと漠然と考えていました。

その後数か月程して、腕試しのつもりでファイナンシャルプランナー3級の勉強を始めました。FPは3級を1か月、2級を3か月の勉強でともに1回で合格できました。FPは広く浅く知識を問う試験なので、実務あつての資格だなあと実感しました。なので、まったく役には立っていません!

FP2級試験の合格直後に何かほかにやらなければと探していた時に、ふと目に留まったのが宅地建物取引主任者資格試験(宅建)でした。法律系資格の登竜門的な試験なのでこれを受けて自分の実力を試してみるつもりで、知識ゼロから4か月間必死で勉強し、運よくギリギリで合格することができました。

ただ、宅建の資格を取っただけで実務経験なしの人間がやっていくのは無理だと思っており、不動産関係に転職するのもコワイし、やはり何かほかにやらなければと探していた時に、社労士試験が合格発表後1か月程しか経っていないことを発見し、今から勉強すれば間に合うかもと思い社労士試験を勉強することにしました。

1回目は約9か月勉強して不合格でしたが、勉強の内容に興味を持って、手ごたえもありましたので、これを機に社労士関係の職業に転職しようと思い、不合格発表後から会社の昼休みを利用して週4~5回ハローワークに通っていました。

そして、平成23年4月末に退職し、平成23年5月から社労士事務所で働き始めましたが、それまでの生活とは一変しました。

今まで9年半事務職で、8時~17時の残業なしでキッチリ帰っており、仕事も単調で、家と会社の往復で、帰ってからも時間がたっぷりありました。

しかし、社労士事務所に勤め始めてからは、お客様のところや役所に行ってからのお社もよくありましたので入社時間も一定ではなくなりました。

給与計算など毎月決まった業務もありますが、社会保険・労働保険の手続・助成金申請やその準備・各種書類作成・相談・顧問先様への訪問等の業務はその都度発生し、その他仕事は多種多様にあり、単調ということは全くなくなりました。残業は増えましたが、仕事は断然面白くなり、今までとは全く違う毎日をととても楽しみながら過ごしていました。

転職時36歳という年齢でしたが自分としてはあまり気にはしていませんでした。周りから、転職にはギリギリの年齢だなとか、よく転職できたと言われて初めて、そうなんだと気付いたくらいです(笑)

ハローワークに4、5か月通ってこの事務所の求人を見つけたのですが、何よりラッキーだったのは、所長を始め、この事務所の人たちがとても尊敬できる人たちばかりだったということです。この時ばかりは自分の運の良さに驚き、皆さんに感謝しました。

その後この社労士事務所に勤めながら試験を受け続け、3回目で合格することができました。独立もすることができて、本当にこの道に進んでよかったと思っています。

# フレッシュ会員広場

## トップシークレット!!

東予支部 津 國 千 絵

フレッシュ…?かどうかは疑問ですが、社労士としてまだまだ未熟であることには違いありません。ということで、僭越ながら原稿を引き受けさせていただくことにしました。大した内容ではありませんが、私という人間を少し知っていただければと思います。

### □試験合格と事務所勤務までの道のり

長女出産後、とある会社でパートをしながら資格取得の勉強を始め、2回の不合格にもメゲず、もうこれで最後と決めた平成20年、どうにか試験に合格。しかし喜びも束の間、合格したものの仕事がない…。

実務経験もない私は、もっと勉強しなければという思いから、電話帳片手に片っ端から社労士事務所に電話。平成21年、ご縁あって佐伯社会保険労務事務所にて有期契約社員として雇ってもらうことができました。

### □社労士業務の始まり

いちばん最初にさせてもらった仕事は、たしか社保資格取得届の記入だったと思います。1枚の申請書を作成するのに、いったい何十分かかったやら…。試験勉強で得た知識がいかにも机上の空論であるか、思い知りました。

とにかく早く仕事を身に着けたい!!できるだけたくさん電話をとり、できるだけたくさんのお客さまをこなすことが成長への早道だと考え、毎日お客様にもご迷惑をおかけしながら、がむしゃらに電話をとりました。幸い様々なケースの相談・依頼があり、あのときの勉強がこうつながっていくのかと、納得しながら経験値を上げていくことができました。

そんなこんなで次女、長男の出産を間に挟み、平成26年、事務所が法人になるに当たり、社労士登録することになりました。

### □現在の心境とこれからの私

下の子も3歳になり、育児もやっと一段落つきました。真の社労士となった今、自覚と責任を持ちながら更なるスキルアップを目指したいと強く思っています。

しかし!!この記事を読んでもくださっているあなただけに特典(?)です。なんと先週、4人目を妊娠していることが判明しました。(まだトップシークレットですよ。)晴天の霹靂…やっと仕事に重きを置けると思っていた矢先の出来事で、本っ当に悩みました。でも、理解ある職場の上司、仲間たちに叱咤激励され、今は前を向くことができました。

働く女性にとって出産・育児はある意味足かせになると思われる方が大半だと思います。でも、自分の気持ち次第で、それはプラスにもマイナスにもなります。子どもたちの笑顔は、何にも代えがたい元気の源ですから。スキルアップという点ではまた少し遅れをとりますが、志だけは高く持ち続け、母として、社労士としてこれからも輝いていきたいです。



次女(5歳)の絵です

## 中予支部勉強会のご紹介

中予支部 大 野 辰 夫

主に中予支部の会員有志で勉強会を行っており、現在約30名の先生方が参加されています。勉強会はほぼ毎月1回、毎回2時間弱開催されています。平成27年度の勉強会では、「みんなで考える!! 社労士の倫理とは」「助成金のポイントについて」「共済年金一元化の概要」「実務上の留意点について」「労働者派遣法の改正について」等の講義がなされました。講師は経験豊富な様々な先生方や労働局から講師をお招きし、専門的な知識や経験の一端を教えてくださいました。勉強会には毎回20名程度の会員が参加され、熱心に質疑応答され、知識を身につけられています。勉強会で取り上げられるまで興味がなかったテーマでも、聞いてみれば、やはり気付きや学びがあるものです。またベテラン先生方のコメントも大変勉強になりました。

勉強会では毎月の講義だけでなく、お花見、納涼会、新年会等参加者の交流会も開催しています。また毎年1回旅行に行っています。昨年の旅行は日帰り三崎行き、美味しい豪華魚介料理と温泉を楽しんできました。こうした交流会を通じて、勉強会会員の皆さんの親近感が強まりました。

定期的な勉強会に参加することで、様々な知識を身に着けることができたり、会員同士交流することで情報交換ができたり、お互いに切磋琢磨することができるなど、多くのメリットがあります。この勉強会で培った人間関係が、社労士としての活動をより円滑に行える要因だと思います。これから知識を更に深めたいと考えられている方は、参加されてみてはいかがでしょうか。

中予支部勉強会の会費は年間で18,000円です。学びの場としても人間関係を生む場としても魅力的なこの勉強会に、多くの先生方のご参加をお待ちしております。

## 愛媛マラソン

中予支部 米子真理

### 【愛媛マラソン参加のきっかけ】

2年前の春、テニス仲間からの「愛媛マラソンは誰でも完走できる」とそそのかされたのがきっかけです。テニスが終わった後、テニスコート周辺を軽くジョギングして、「このペースで6時間走ったら完走できるんよ～」と言われ、ストイックなイメージのあったマラソンが一気に身近に感じられるようになりました。抽選でもあったため気軽に応募したのですが、本当に走るのか！と自覚したのは当選メールが来てからです（汗！）。かなりあわてて買い物に走りました（まずは形から?!）そして完走、翌2年目も当選、本当にラッキーでした。

### 【楽しいことは全部やりたい!】

しんどいのになんで走るの? 本当によく質問されます。この理由はとてもシンプル、楽しいから。

どんな人にとっても人生は一度きり、仕事も生活もめいっぱい楽しまねば損! (貧乏性の私には「損」は大敵です) 楽しいことは何でもやりたい、そして楽しむ姿でお客様や子どもに元気になってもらいたいと常日頃思っています。でも職業人として、親として、地域の人間として、家族として・・・時間に制約はあります。

### 【時間をどう確保するか】

どなたも直面する問題ですが、私の場合「まとまった時間でジョギング」は無理と割り切り、関与先に行くにもジョギングや自転車で5分でも10分でもちまちまと運動量を稼ぎ、週末子どもとの時間は長男と一緒に走り、次男には三輪車で伴走してもらいました。時間の節約にリュック型のビジネス鞆は大活躍しました。それでも直前になるとやはりまとまった距離をまとまった時間子ども抜きで走りたいので、その間子ども達を気持ちよく面倒みてくれたベビーシッターさんやご近所のママ友、母には本当に感謝しています。

### 【愛媛マラソンの思わぬ副産物】

愛媛マラソンは愛媛県人なら知らない人はいないお祭りのような盛り上がりで知名度を誇る大会です。「愛媛マラソンにでる」というだけで普段話すこともない関与先の従業員さんと盛り上がってみたり、関与先・テニス仲間・地域等での自主練に呼んでもらえ一緒にジョギングを楽しんだりしました。このような人や話題の広がりや登山やキャンプでは無いことでした。「愛媛マラソン」がきっかけで繋がれた人、特に関与先の従業員さんとの距離が縮まったのは大きな収穫でした。そして長男が寄宿舎生活を決断したのもこの愛媛マラソンがきっかけです。家族の未来も大きく変わりました。

### 【来年に向けて】

完走後の打ち上げ、N先生の「マラソンは練習量だ!」とお言葉、確かに。この完走の感動を忘れなければ、来年は5時間切れるかも? という野望? がちらついている今日この頃です。4月からは次男も寄宿舎のある小学校へ入学、10年ぶりに急増する自分の時間にわくわくしています。

### 【最後に】

2年続けての完走も、寒い中のほりを立てて応援してくださった社労士の皆様、沿道で途切れなく応援してくださるボランティアスタッフの方々のお陰だと思っています。本当にありがとうございます。もし、来年落選してもボランティアや応援で愛媛マラソンには参加したいと願っています。その際にはM先生よろしく申し上げます。

**新 入 会 員 紹 介**



**【氏 名】**  
 ひ がき まさ え  
 檜 垣 昌 恵  
**【支 部】**  
 東 予  
**【年齢・血液型】**  
 48歳 A型  
**【開業／勤務／その他】**  
 その他

- ① 社会保険労務士となった動機  
 一生続けられる仕事がしたいと思い探していたところ、「人」に関わる社会保険労務士に興味を持ち資格を取得しました。
- ② 自己紹介  
 グラスアート（ステンドグラス風アート）の作品づくりに夢中となっています。デザインから考案し、イメージ通りに仕上がった作品を眺めてはニヤニヤしています。  
 また、週に一度のフィットネスダンスで心身ともにリフレッシュしています。
- ③ 今後の抱負  
 実務家として専門知識を深め、人として社会保険労務士として信頼されるよう、好奇心・向上心を持って自己研鑽に励みたいです。
- ④ 会への意見・要望  
 研修・勉強会に積極的に参加したいと思っています。  
 今後とも、ご指導の程よろしくお願いいたします。



**【氏 名】**  
 や だ やす ひこ  
 矢 田 泰 彦  
**【支 部】**  
 中 予  
**【年齢・血液型】**  
 62歳 A型  
**【開業／勤務／その他】**  
 その他

- ① 社会保険労務士となった動機  
 労働組合の活動の中で、労働法の大切さを知りました。最近、制度が複雑になっていることと非正規労働者が広がる中で、ますます労使対等ではなくなっていると感じています。少しでも、労働者の相談とかに答えていきたい。  
 資格はとったものの、制度が次々と変わるなかで、何もしないと忘れてしまいます。会員の友人から、まず登録をして、研修会に参加するようすすめられました。
- ② 自己紹介  
 現役の時には労組の在籍専従をしたこともあります。退職後は、労働組合の労働相談センターの相談員をしています。
- ③ 今後の抱負  
 社労士の業務は多いのですが、おおまかに学習をしましたので何を専門とするか決めかねています。特定社労士を目指したいと思っています。
- ④ 会への意見・要望  
 まだよくわかりません。取得後も、ストレスチェック、マイナンバー、派遣法など、ますますややこしい制度になっていっているのについていけるかどうか心配です。研修にはできるだけ参加したいと思っています。



**【氏 名】**  
 や はし きょう こ  
 矢 橋 聡 子  
**【支 部】**  
 中 予  
**【年齢・血液型】**  
 30歳 A型  
**【開業／勤務／その他】**  
 その他

- ① 社会保険労務士となった動機  
 大学の専攻が社会福祉だったため、社会保険の話に触れることが多く、少し詳しく学んでみようと思ったのがきっかけです。
- ② 自己紹介  
 夫の転勤で、3年前に松山にやってきました。3歳の娘の子育て中で、なかなか勉強会などには参加できませんが、仕事のこと、愛媛のこと、機会があればぜひご教示ください。
- ③ 今後の抱負  
 子育てが一段落したら、仕事復帰したいと考えておりますので、世の中の流れに置いていかれないよう、しっかり勉強を続けようと思っています。
- ④ 会への意見・要望  
 今後ともよろしく願います。



**第168回 社労士親睦コンペ**

滝の宮カントリー倶楽部  
 平成28年3月17日(休)

順位	氏 名	支 部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	近藤 等	事務局	90	13	77
2位	松岡洋次郎	東予	90	9	81
3位	木原健二郎	東予	99	18	81

※ 同ネットの場合 ハンデ順



**第169回 社労士親睦コンペ**

チサンカントリークラブ北条  
 平成28年4月12日(火)

順位	氏 名	支 部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	花山 勝	中予	89	13	76
2位	成川 献次	中予	108	31	77
3位	田坂 信雄	東予	95	14	81

※ 同ネットの場合 ハンデ順

次回開催日	5月17日(火)予定
申 込 先	事務局 089-907-4864

女性の職場における活躍を推進する

## 女性活躍推進法が平成28年4月1日から施行されました！！

平成27年8月に成立した、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、女性活躍推進法)では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、国、地方公共団体、一般事業主それぞれの責務を定め、雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとされています。

### 301人以上の労働者を雇用する事業主には以下のことが義務づけられます

#### ステップ1 ～自社の女性の活躍状況の把握・課題分析～

次の女性活躍状況(①～④)についてはかならず把握し、課題分析をします

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

#### ステップ2 ～行動計画の策定、社内周知、公表、女性活躍状況の情報公表～

ステップ1の結果を踏まえて、①数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、②労働者への周知、③外部への公表を行います。さらに、優秀な人材の確保と競争力向上につなげるため、④自社の女性の活躍に関する情報公表も必要です。

#### ステップ3 ～愛媛労働局への届出～

行動計画を策定した旨を「一般事業主行動計画策定届(参考様式)」等により届け出る必要があります。

**300人以下の労働者を雇用する事業主は、努力義務とされていますが、企業の規模にかかわらず、個々の事業主の課題に応じて積極的に取り組むことが求められています**

## 女性活躍加速化助成金のご案内

自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容(「取組目標」)等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対して助成金が支給されます。

【助成金の種類と支給金額】

#### ●加速化Aコース

「取組目標」を達成した中小企業事業主(※)に対して支給

支給額：30万円(1事業主1回限り)

※中小企業事業主・・・常時雇用する労働者が300人以下の事業主

#### ●加速化Nコース

「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に対して支給

支給額：30万円(1事業主1回限り)

☆助成金の内容は、平成27年度の内容であり、今後変更の可能性があります。

ここに記載のあるものの他にも、詳細な要件などがありますので、詳しくは厚生労働省HP「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。

→「女性活躍推進法特集ページ」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

【お問い合わせ先】 愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL(089)935-5222

雇用均等室は、平成28年4月1日から雇用環境・均等室に変更されました。

## 平成28年度 高齢者雇用安定助成金の制度改正のご案内

高齢者雇用安定助成金は、国会において平成28年度の予算が成立した後に以下のとおり制度改正を予定しています。下線部分が主な改正内容です。

### (1) 高齢者活用促進コース【内容の拡充】

#### ● 高齢者活用促進の措置

- ① 新分野への進出等
- ② 機械設備の導入等
- ③ 高齢者の雇用管理制度の導入等
- ④ 健康管理制度の導入【当該措置を新たに追加】

人間ドック又は生活習慣病予防検診制度を導入した場合、コンサルタントへの依頼等に要した費用について30万円を要したものとみなします。(制度を就業規則等に規定する必要があります。)

- ⑤ 定年の引上げ等【100万円のみなし費用の対象となる措置における年齢の引下げ】

※ 次のいずれかの措置を講じた場合に当該措置の実施に100万円の費用を要したものとみなします。

- ・ 66歳以上への定年の引上げ
- ・ 定年の定め廃止
- ・ 65歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を 66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

#### ● 助成額

- ①～⑤に係る環境整備計画の実施に要した費用の額の2/3（中小企業以外1/2）

※ 60歳以上の雇用者1人当たり20万円上限（上限1,000万円）

※ ただし、以下のいずれかの事業主の場合は60歳以上の雇用者1人当たり30万円上限

- a 建設・製造・医療・保育・介護の分野に係る事業を営む事業主
- b 65歳以上の高齢者（高齢継続被保険者）の雇用割合が4%以上の事業所
- c 高齢者活用促進の措置のうち「機械設備の導入等」を実施した事業主

### (2) 高齢者無期雇用転換コース【新設】

#### ● 助成内容

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用へ転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。(制度を就業規則等に規定する必要があります。)

#### ● 助成額

対象者1人につき50万円（中小企業以外は1人につき40万円）

ただし、1支給申請年度あたりの上限は10人とします。

### (3) 改正後の制度の適用について

- ・ 改正内容については、施行日（平成28年度予算成立日）以降に環境整備計画書を提出された事業主に適用されます。
- ・ この内容は確定したのではなく、政府予算の審議状況や政府方針の変更等により、内容が変更される可能性があります。

#### 【お問合せ先】



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
愛媛支部 高齢・障害者業務課

TEL : 089-905-6780

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

## お知らせ

- 5月13日(金) 南予支部会
- 5月16日(月) 中予支部会・研修会
- 5月26日(木) 東予支部（今治・新居浜）  
社会保険研修会
- 6月2日(木) 南予支部 社会保険研修会
- 6月8日(水) 県会通常総会・定期大会
- 6月24日(金) SR通常総会

## 会員数一覧表

平成28年3月31日現在

〈個人会員〉		東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	74	164	26	264	
法人の社員	4	13	2	19	
勤務	10	26	6	42	
その他	3	23	2	28	
合計	91	226	36	353	

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	3	6	1	10
合計	3	6	1	10

## 編集後記

4月になり暖かく過ごしやすい季節になりました。でも春は花粉の季節。朝からくしゃみと鼻水に悩まされて外出することが躊躇してしまう方もいらっしゃるかもしれません。5月の連休くらいまではヒノキ花粉が飛ぶようです。

春は法改正や手続きなど忙しくなりますが、季節の変わり目に体調を崩さないようにしっかり体調管理をして、新年度のスタートをきりましょう。

(M)

発行所 愛媛県社会保険労務士会  
〒790-0813  
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3  
電話 (089) 907-4864  
ファクシミリ (089) 923-1133  
銀行口座 伊予銀行松山駅前支店  
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail [ehime4@ehime-sr.or.jp](mailto:ehime4@ehime-sr.or.jp)

発行人 横本 恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号  
不二印刷株式会社